

令和3年度 第1回 宇治市個人情報保護審議会会議録

会議名	令和3年度 第1回 宇治市個人情報保護審議会
日時	令和3年6月22日(火) 午後3時～午後5時
場所	オンライン(傍聴場所は宇治市役所8階大会議室)
出席者	(委員) 松岡会長 檜垣委員 大杉委員 大槻委員 能瀬委員 村中委員 吉田委員 (事務局) 大下副部長 次郎内副課長 鶴谷係長 森岡主任 古池主任 (実施機関) 総務部 総務課 総務係 山村係長 人権環境部 ごみ減量推進課 勝浦係長 消防本部 警防救急課 吉田課長 宇野主幹 (傍聴者) 1名
<p>令和3年度第1回宇治市個人情報保護審議会の開会に先立ち、会長の指名により、檜垣委員が会長職務代理となった。</p> <p>1 開会</p> <p>2 本日の予定及び資料の説明について(事務局)</p> <p>(1) 本日の予定について</p> <p>ア 令和2年度個人情報保護制度運用状況について(報告事項)</p> <p>イ 防犯カメラ及び防災・防犯カメラの設置並びに個人情報の収集等の管理運用状況について(報告事項)</p> <p>ウ 不法投棄監視カメラの設置及び個人情報の収集等の管理運用状況について(報告事項)</p> <p>エ (仮称)宇治市消防本部災害現場記録用カメラのデータの管理及び運用における個人情報の取扱いについて(審議事項)</p> <p>(2) 資料説明</p> <p>事務局から、令和2年度個人情報保護制度運用状況、防犯カメラ及び防災・防犯カメラの設置並びに個人情報の収集等の管理運用状況、不法投棄監視カメラの設置及び個人情報の収集等の管理運用状況、及び(仮称)宇治市消防本部災害現場記録用カメラのデータの管理及び運用における個人情報の取扱いについての資料の説明を行った。</p> <p>3 報告事項 令和2年度個人情報保護制度運用状況について</p> <p>(1) 事務局から、資料に沿って、説明を行った。</p> <p>(2) 質疑応答</p> <p>(会長) ただいまの事務局の説明について、質問はあるか。</p>	

(委員) 令和2年度の請求件数が18件で、令和元年度の請求件数の24件より減っているのは、コロナ禍の影響もあるかと思うが、請求内容としては例年と特段変わりないか。

(事務局) 特徴的な請求はなかった。

(会長) 他に質問はあるか。なければ、次の報告事項に移る。

4 報告事項 防犯カメラ及び防災・防犯カメラの設置並びに個人情報の収集等の管理運用状況について

(1) 実施機関から、資料に沿って、説明を行った。

(2) 質疑応答

(会長) ただいまの実施機関の説明について、質問はあるか。

(委員) 防災・防犯カメラが水路やアンダーパスの低いところに設置しているのは理解できるが、10番と11番はどういった理由で設置しているのか。

(実施機関) どちらも道路冠水の状況を確認するという目的で設置をしている。画像からでは分かりづらいが、道路が少し下がっており、冠水しやすく、確認のために設置している。

(委員) 1番の画像で、看板の文字がはっきりと見える。他の写真を見ると全てマスクキングしているのはなぜか。

(実施機関) 商店街の看板等については、マスクキングしていない。民家が写っていればマスクキングしている。

(委員) 全部で12件の提供があるが、いずれも警察からの提供依頼か。

(実施機関) すべて警察からの依頼である。

(委員) 警察からの提供の依頼にあたって、データが必要な理由の説明はあるのか。

(実施機関) すべて捜査関係事項照会書に基づいており、事件名を記載いただいている。

(委員) どこで発生した事件か記載されているか。

(実施機関) 場所の提供はしてもらっていない。

(委員) 事件名と日時だけか。

(実施機関) 事件名、日付、時間帯である。

(委員) 窃盗事件や交通事故などが多いのか。

(実施機関) そうである。

(委員) 資料では静止している画像であるが、提供しているのは動画か。

(実施機関) そうである。

(委員) 他に質問はあるか。なければ、次の報告事項に移る。

5 報告事項 不法投棄監視カメラの設置及び個人情報の収集等の管理運用状況について

(1) 実施機関から、資料に沿って、説明を行った。

(2) 質疑応答

(会 長) ただいまの実施機関の説明について、質問はあるか。

(委 員) 諮問時、要項案の不法投棄の定義において、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条に規定する行為をいう。」としており、ゴミ一般も含まれることとなり、これではあまりに定義が広すぎるため、「不法投棄（廃家電及び事業活動に伴って生じた廃棄物を不法に投棄する行為）」という限定的な文言で答申したと思うが、資料の要項を見ると、それが反映されていないのは、なぜか。

(実施機関) 答申では、限定すべきだという意見があったが、実際、その答申での定義づけ以外の部分が大半である。一般家庭からの不法投棄においても悪質なものがある。近くのごみ置き場に出さずに、故意に別の場所で投棄する人もいる、当課として、その部分を外すと地域の意向に沿えない。

(委 員) 事前の実施機関の説明の中では、答申に入れたような狭い定義の部分が大半だったように思うが、実際の苦情はそれよりも一般ごみの方が多いのか。

(実施機関) どちらも多い。多いところを取り締まるといっても、悪質な収集場所に対して啓発を行いたいと思っている。その場所が、廃家電や事業系の不法投棄が多い場所もあれば、一般家庭から出るごみを混在して出している場所もある。

(委 員) この場合、どうすればよいか。諮問時に、実施機関の話聞いた上で、委員で審議をし、答申した。必ずしも拘束力があるわけではない。審議会が実情を分かっていないため、こういったことが起きたのかもしれないが。

(委 員) 今の問題提起は重要である。すぐに答えが出るものではないと思う。

(委 員) 別の話になるが、要項第4条のただし書きに、「設置後1か月を経過した時点でも市長が必要と認めるときは、当初の期間に加えて適宜延長することができる。」とあるが、どういった場合か。

(実施機関) 例えば、1か月の間に不法投棄が確認された場合や申請した地域から希望が出てきた場合、引き続き設置の必要があると判断することがある。

(委 員) 有効である場所を転々と動いていく可能性もあるということか。

(実施機関) 市内全域に設置できればよいが、台数が限られている。効果が現れれば、一定違う場所に移る。

(委 員) 話は戻るが、審議会に出した答申について、実施機関は意見を聞くだけで従う必要はないのか。

(実施機関) 答申では、「不法投棄（廃家電及び事業活動に伴って生じた廃棄物を不法に投棄する行為）」と定義しており、我々が一番気を付けることは、関係のない近隣住民等の個人情報を収集することにより個人の権利・利益を不当に侵害するおそれがあるということである。収集した個人情報については適正に管理し、不

必要な情報については使わない。答申の別表では、「廃家電及び事業活動に伴って生じた廃棄物を不法に投棄する行為」と定義されているが、当課としては、答申の下記事項を尊重した運用をしたいと思い、要項を作成した。審議会で定義したものとはなっていないが、当初の目的は、廃家電も事業活動以外にも、昨年度審議会の中で申し上げたとおり、混在する不法投棄や一般家庭から出るごみについても不法投棄と考えている。認めていただけないということであれば、再度、事務局と当課で協議をする。

(委員) これは審議会の答申として出しており、本人以外からの収集を例外的に認める類型の中で、不法投棄の定義づけをしているため、条例に基づいて、審議会が本人以外からの収集が適当であるものとして認めたのは、廃家電および事業活動に伴って生じた廃棄物を不法に投棄する行為の防止のために、本人の同意なく近隣住民の個人情報を収集することもやむを得ないということだと思う。実際に今、撮影している場所が、廃家電や事業廃棄物の少ないところであれば、審議会が例外として認めた類型と違う形で個人情報の収集を例外的にしてしまっていることになる。定義づけている部分以外が必要なのであれば、もう少しどう限定するかという調整をして、どういう例外類型を認めることにすべきかを審議会として再度検討すべきなのかもしれない。

(委員) ずれが生じているのは確かである。先ほど述べていた他地域からごみの日の指定と違う日に、違う場所に持ってきて捨てる人が映っている場合、どういった対応をするのか。

(実施機関) 廃棄した時間や様子が分かるため、啓発活動を現場で行う材料とする。それでも状況が改善されない場合、警察に相談することも考えられる。なお、現在設置している2か所は、廃家電や事業系のごみが不法に投棄されている場所である。

(委員) 逐条解説15ページで、「実施機関には審議会の意見に従う義務はない。しかし、審議会の意見と異なる判断をしようとする時には、審議会の意見に対してそれでもなお個人情報の収集が欠くことができない相当であると認められる理由を十分に説明できるようにすることが求められる。」となっている。今は、答申の範囲内で運用していることは分かったが、今後ずれが生じるようなままでよいのか。

(会長) 今、指摘したように義務ではないが、理由が必要である。今回は偶然、ずれがないので、特に問題視するほどではない。しかし、この要項の作り方としては問題がある。しばらく最初の答申に沿った運用をしてもらい、今後、十分に対応できないということであれば、再度、問題提起し、改めて議論するということがよいか。

(委員) 一般市民の立場からすると、不法投棄で困っている市民をよく知っている。

審議会においても何とかその方向性は生かせるような、市民のためになるように文言の修正で済むのであれば、お願いしたい。

(委員) 前は、このように定義したが、むやみに定義を広げてもごみ一般となっていくため悩ましい。やり方としては、先ほど会長が述べたように、まずは事業系や廃家電に限定し今後運用していく中で不十分となれば、定義を広げていく。あるいは、今後、定義を広げる必要性が高いということであれば、それについて説明していただいたうえで、再度審議するということがかか。

(委員) 折衷案で、答申の定義づけには記載していないが、先ほど実施機関が説明した内容も答申に含まれているということを審議会で確認したこととし、来年度、報告してもらい、問題があるようであれば、再度審議をし、広げ方を工夫する。今すぐに文言の修正をするにしても、時間もかかることになる。

(委員) 要綱を四角四面に答申通りに変えろというつもりはない。答申を出して一方通行になっているところが問題と思っている。今となつては、現場の必要性をもっと言いたいことがあったと思う。そういったところを少し補充すべきであったと思う。現状、審議会の答申を尊重してもらい、運用が厳しいということであれば、再度、説明してもらい、審議会で検討する必要があると思う。

(実施機関) 諮問時の説明が不十分であったと責任を感じている。現在設置している箇所については、答申の内容からずれるはないと考えている。まずは、答申の範囲内でカメラを設置する。答申の部分だけでは改善できない事例があつて、もう一度審議したいとなれば、再度説明したいと思う。

(会長) 他の委員はいかがか。

(委員) この問題だけに限らないと思う。答申をどう扱うかという手続きの問題である。今回、一方通行のようになってしまったが、一般的な手続きを少し考えた方がよいのかもしれない。

(委員) 答申の文言と違うことに対して説明が十分できるようにしておくべきである。答申の文言では厳しすぎると意見があれば、再度議論する余地があると思う。

(会長) 今の指摘を踏まえて今後については、慎重に検討することとする。

6 審議事項 (仮称) 宇治市消防本部災害現場記録用カメラのデータの管理及び運用における個人情報の取扱いについて

- (1) 実施機関から、資料に沿って、諮問内容等について説明が行われた。
- (2) 事務局から、資料に沿って、本件における個人情報の取扱いと個人情報保護条例との関係等について説明を行った。
- (3) 質疑応答

(会長) ただいまの実施機関及び事務局からの説明について、質問はあるか。

(委員) 災害時の映像を研修に使用する場合には、プライバシーに触れるのか。

- (事務局) 研修時に必要な個人情報ではないと判断されれば、外部には出ない。内部での研修会で使用する場合でも一定の配慮は必要になると考えられる。
- (委員) カメラは何台所有するのか。
- (実施機関) 1台である。
- (委員) ポケットに入れて撮影するか、現場指揮所で三脚の上に乗せて撮影するか、どちらかということか。
- (実施機関) そうである。
- (委員) どちらの使い方が多いか。定点カメラとして置く現場指揮所は、全体の状況は押さえられるとは思いますが、災害現場から少し距離があり小さく思える。胸ポケットに入れて撮影した方が望ましいのではないか。
- (実施機関) まず、現場指揮本部の定点で設置する場合、指揮隊については、出動部隊が消防隊、救助隊、救急隊が出る。俯瞰した定点で撮影をし、災害全体を見ながら指揮をしているため、映像もそのように撮影したいと思っている。しかしながら、今後の災害に必要な場合、副指揮隊長等が現場近くで撮影をして使用することも考えられる。
- (委員) 今後どうなるかはやってみないと分からないということか。ドローンの撮影時にも同じような審議をした記憶があるが、研修用に使うとなれば、10年に1回しか起こらないような災害があった場合、それを1年で消すのはもったいない。原則1年であるが、個人情報を可能な限り消して、何年か保存し、利用することも考えられるということでしょうか。
- (実施機関) その通りである。現場で撮影した撮影映像については長時間となる。事後の検証や研修で使用する場合には、個人を特定できる部分は画像編集ソフトで編集し研修で使用するようになると思う。
- (委員) 現在、カメラが1台で指揮本部、指揮隊が管理して保有して現場に持って行くということになっているが、「災害が発生した場合にどのように救助や消火活動をするか」ということの研修に役立つと思う。今後、予算がついてカメラを何台か購入できることになったら、現場のレスキューや消火活動をしている隊員に持たせて、実際の活動の映像などを記録していくことは考えているか。そうであるなら、現在のこの要項も改めないといけないことになると思うが、そのあたりの今後の方針があれば聞かせてほしい。
- (実施機関) とりあえずはこの1台で、実際の作業現場で撮影した上で活用し、その後前線等でさらに必要となれば、もう1台購入して運用していきたいとは考えている。ただし、各小隊がそれぞれ保有するとなると、台数がかなり増えることになるため、原則的には不可能かと考えている。
- (委員) 比較的大規模な火災や水害等を想定しているのか。
- (実施機関) 撮影する災害現場については、大規模な災害や水害といったものだけではな

く、指揮隊が出動するものは基本的に撮影していこうと考えている。大規模なものとは限らない。

(委員) 一般の火災現場での活動についての研修とかにも使われるのか。

(実施機関) 消防学校での専門教育などで使用する予定である。

(委員) 個人情報を編集して消すということであれば、保存期間は1年でなくとも、もう少し柔軟であってもよいような気がするが。

(実施機関) 保存期間1年というのは、編集していないデータの場合を考えている。研修に使う部分には、個人情報を消した上で数年間使用する予定である。

(委員) カメラのSDカードは、次の出動に向けてデータ消去しておくほうがいい。要項の第4条を見るとそうになっていない。

(実施機関) 要項を変更する。

(委員) 要項第5条で現場カメラと記録媒体を管理するとなっているが、おそらく保管するときの記録媒体はデータが消去されているはずである。要項第5条の規定は必要だが、それよりも特定の業務用パソコンおよび外付けハードディスクドライブをきちんと管理しないと意味がない。

(実施機関) 業務用パソコン及び外付けハードディスクについても、適正な管理をしていく。

(委員) 要項第7条で、弁護士会照会の場合と本人同意の場合が入っていないのはなぜか。

(実施機関) 消防用ドローンの要項に合わせていたが、必要であれば加えるようにしたいと考えている。

(4) 審議

(会長) 先ほど議論になった要項については今回の資料にはなく、今回の議論を踏まえて要項を作成していただくということになった。場合によっては、その後審議会がチェック又は確認する機会があればよりよいと思う。本日の審議会の意見を踏まえて要項案を修正していただいたら、稟議でもいいから、検討させていただく機会があるとよい。事務局はそれでよろしいか。

(事務局) そのようにさせていただく。

(委員) 答申案中(4)の「映像及び音声を災害現場活動検討会に用いる場合には」は、「映像及び音声を災害現場活動検討会及び研修に用いる場合には」ではないか。

(委員) そうだと思う。2ページの説明では「検討会および研修等に」とあり、研修のことが入っているので、(4)は「検討会及び研修等に用いる場合には」となるのではないか。

(委員) 「等」はいらぬのではないか。

(会長) 「等」を記載しないという修正を行う。これでよろしければ、以上で答申と

させていただきます。

7 その他連絡事項等について

平成30年3月に答申が確定した「学校警察連絡制度」における個人情報の取扱いの運用状況について、本人と保護者の同意なく提供されたものの実績は、現時点ではない旨を事務局から報告した。

8 閉会

(会長署名)